

令和元年度分

事務事業評価並びに教育長及び
教育委員活動自己点検評価結果

報告書

令和2年10月
霧島市教育委員会

教育委員会自己点検評価制度の概要等について

1 制度の概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、平成 20 年度からすべての教育委員会が、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検、評価を行い、その実施にあたっては、学識経験者の知見を活用するよう義務付けられた。また、その結果については議会へ報告し、市民に対して公表することが規定されている。

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜粋

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 4 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 霧島市教育委員会の取組

霧島市教育委員会では、令和元年度の 113 にわたる事務事業と教育長及び教育委員の活動状況について、それぞれ点検、評価を実施した。その後、平成 27 年に策定した霧島市教育委員会外部評価委員会設置規程に基づき委嘱した 5 人の外部評価委員から当該評価について、外部の客観的視点から評価がなされた。これら教育委員会の評価及び外部評価委員によりなされた評価の結果を市議会に報告するとともに教育委員会ホームページで公表する。

(1) 教育に関する事務の管理及び執行状況のうち、事務事業の点検、評価

霧島市では、行政評価に取り組んでおり、評価の方法として施策評価と事務事業評価の 2 つの評価を実施している。教育委員会では、懸案事項や具体的な改善点のある主な事務事業を抽出（P 6 参照）し、2 次評価を行い、さらに外部評価委員による点検、評価がなされ、付された意見を報告する。

(2) 教育長及び教育委員の活動状況の点検、評価

教育長及び教育委員は、会議の運営・改善の状況、市民との意見交換の活動状況及び教育委員会の直接事務の状況などについて、自己点検・評価した。教育委員会では、その点検・評価した結果に対し、外部評価委員による点検、評価がなされ、付された意見を併せて報告する。

3 令和2年度取組の経過

4～5月	【事務事業1次評価】 教育委員会事務局各課において、113事務事業の1次評価の実施
7月9日	【事務事業2次評価】 懸案事項や具体的な改善点のある7事務事業の2次評価（教育部長評価）の実施
7月21日	【7月定例教育委員会】 2次評価を行った事務事業について、定例教育委員会で評価結果等の討論を行い、教育委員の意見を追加
7月28日	【第1回外部評価委員会】 2次評価（教育委員意見を含む。）を行った7事務事業について、第1回外部評価委員会において審議
8月25日	【8月定例教育委員会】 令和元年度教育長及び教育委員の活動状況について、討論を行い自己点検・評価シート（評価点）の作成
9月30日	【第2回外部評価委員会】 教育長及び教育委員の活動状況について、第2回外部評価委員会において審議
10月	【市議会へ報告】 事務事業評価並びに教育長及び教育委員自己点検評価結果報告書を作成し、市議会へ報告
10月	【市民への公表】 霧島市ホームページにおいて、報告書の公表

○霧島市教育委員会外部評価委員会設置規程

霧島市教育委員会訓令第3号

平成27年7月23日

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条に基づき、霧島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する事務の管理及び執行の状況についての点検結果に係る評価並びに教育委員の活動状況についての点検結果に係る評価に関し、評価の客観性を確保し、透明性を高めるため、霧島市教育委員会外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について教育委員会が委嘱する。

- (1) 市内高等教育機関関係者のうち、知見を有する者
- (2) 市内企業関係者のうち、知見を有する者
- (3) 社会教育、社会体育及び芸術文化関係者のうち、知見を有する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱した日から当該委嘱日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合は、これを補充することができる。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指定した委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(審議事項)

第6条 委員会で審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検結果に係る

評価に関すること。

- (2) 教育委員の活動状況点検結果の評価に関すること。
- (3) その他委員会が必要と認める事項

(報告)

第7条 委員会は、前条第1号及び第2号に規定する評価が終了したときは、その結果を議会に報告しなければならない。

(公表)

第8条 前条に規定する評価結果は、議会への報告が終了した後公表するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年7月23日から施行する。

霧島市教育委員会 外部評価委員会委員名簿

区分	氏名
高等教育機関代表	三角 利之
企業代表	諏訪園 厚子
社会教育有識者代表	新田 瑠璃子
社会体育有識者代表	後庵 博文
芸術文化有識者代表	前田 義人

令和2年度（令和元年度実施事業評価分）
霧島市教育委員会 事務事業評価 対象事業一覧表

No.	課等名	事務事業名	頁
1	教育総務課	教職員住宅維持管理事業	7
2	学校教育課	小中学校特認通学事務	9
3	学校給食課	学校給食センター運営事業	11
4	社会教育課	家庭教育総合支援事業	13
5	図書館	図書館運営事業	15
6	国分中央高校	国分中央高校設備整備事業	17

※事務事業のうち、懸案事項や具体的な改善点のある主な事務事業を抽出した。

令和2年度（令和元年度実施事業評価分）

霧島市教育委員会 事務事業評価表

事務事業名		事務事業の概要	
教職員住宅維持管理事業		<p>霧島市内の小中学校等に勤務する者に対して快適な住環境を提供し、入居者のニーズに合わせて補修や環境整備を行う。</p> <p>また、老朽化した住宅及び空家については処分等を行い適正規模における管理を行う。</p> <p>(管理戸数85戸であり、入居戸数は66戸、内訳は国分地区15戸、溝辺地区10戸、横川地区8戸、牧園地区12戸、霧島地区8戸、隼人地区10戸、福山地区3戸、空き住宅19戸の管理を行っている。)</p>	
指標	成果指標名と実績値	令和元年度の実績（取組）及び成果	
		実績（取組）	<p>福山地区2棟の老朽化した教職員住宅の取壊しを行った。また、雨漏りが酷い教職員住宅の屋根瓦の補修や外壁塗装の修繕のほか、居住者からの修繕要望の中で緊急を要する案件から優先的に補修を行った。あわせて、施設安全点検結果を活用し、修繕必要箇所の把握に努めた。</p> <p>用途廃止した施設のうち、1戸を児童クラブとして利活用してもらうため、子育て支援課へ所管換えを行った。</p> <p>【修繕詳細】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持松小教頭住宅屋根瓦補修他工事 1,018千円 ・持松小教職員住宅外壁塗装 897千円 ・上記以外の修繕発注件数及び修繕費決算額 48件、3,079,003円 <p>【所管換えした施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富隈小学校校長住宅 1戸 児童クラブへ転用
実績値	H30		<p>霧島市の学校に勤務し、入居している教職員に、現状で可能な限りの住環境を提供することができた。また、取壊しによって保有施設数の適正化を図ることができた。</p> <p>加えて、廃止した施設の1戸を児童クラブとして利活用を図ることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H31.4.1現在 管理戸数 入居66戸+空き家19戸=85戸 <p>※解体2戸（福山地区）：3,905,000円</p>
令和2年度の改革改善の内容 (取り組むべき課題)		<p>今年度も2棟の住宅の取壊しを行い、公共施設管理計画に沿った施設保有数の適正化に寄与する。また主に国分・隼人地区の住宅について、老朽化の程度を勘案し廃止及びその後の利活用を図る。住宅によっては老朽化が目立つものもあり、それらの住宅に代わる民間賃貸住宅の確保が難しい場合は、施設安全点検を利用した適正な修繕を行い、住環境を一定水準に保つ必要がある。</p> <p>加えて、用途廃止を行った空き家住宅の売却も推進する。</p>	
令和3年度の方向性 (具体的な取組)		<p>国分・隼人地区的教職員住宅については、基本的に大規模改修は行わないこととし、教職員の人事異動のタイミングでの廃止を検討する。廃止後の住宅及び長年空き家になっている一般教員向け住宅については、売却を進める。その他の地区において、民間賃貸住宅の確保が難しい学校区の住宅に関しては、引き続き適正な維持管理を進める。</p>	

令和2年度（令和元年度実施事業評価分）

霧島市教育委員会 事務事業評価表

2次評価	民間賃貸住宅が確保しやすい地域では、民間賃貸住宅を活用することとし、教職員の異動に合わせて廃止する。廃止した住宅は、公有財産利活用ガイドラインに基づき、売却等利活用を促進する。一方、民間賃貸住宅の確保が難しい地域では、教職員住宅の修繕等を実施し、適切に維持管理する。
外部評価	<ul style="list-style-type: none">・廃止した教職員住宅を「児童クラブ」として活用できたことは、地域の子育て世代の支援に繋がっている。今後も住民の声を聴き、地域で活用できる方法の検討が必要である。・教職員のニーズにあった快適な住環境を提供するために、民間住宅を活用することはよいことである。・教職員住宅への入居が減少傾向にあるため、空き家住宅については、一般開放等による有効利用や売却及び解体等を推進し、効率的な維持管理に努めるように。

令和2年度（令和元年度実施事業評価分）

霧島市教育委員会 事務事業評価表

事務事業名		事務事業の概要	
小中学校特認通学事務		<p>豊富な自然環境に恵まれた小規模校の特性を生かし、心身の健康増進・体力づくりとともに、自然に触れ合う中で学ぶ楽しさと、豊かな人間性を培いたいと希望する保護者・児童に、一定の条件のもとで特別に入学（転学）を許可するものである。また、この制度を利用する児童生徒の保護者に対し通学に係る費用の一部を補助する。</p> <p>H12年度に旧隼人町の中福良小学校。H14年度に旧国分市の木原小中学校、川原小学校、平山小学校、塚脇小学校。H18年度に旧牧園町の中津川小学校、旧霧島町の永水小学校。H19年度に旧横川町の佐々木小学校、旧牧園町の持松小学校。H25年度に旧隼人町の小浜小学校、旧福山町の福山小学校。H30年度に旧溝辺町の竹子小学校が特認校となっている。</p>	
指標	成果指標名と実績値	令和元年度の実績（取組）及び成果	
		実績（取組）	<p>特認通学制度の周知を図るために、市広報誌やホームページへの掲載を行い、一部の学校では、合同で特認校の魅力をPRする活動を実施した。</p> <p>H31年度は、小学校9校に72人、中学校1校に7人がこの制度を利用し通年就学した。年度途中、いじめや不登校などが背景にある小規模校への転校を希望する相談が2件あった</p>
実績値	H30 ①11校 ②1校	成果	<p>特認通学制度を利用して児童生徒の保護者に対して、通学費の一部を補助することにより、経済的負担の軽減を図ることができた。また、児童生徒数は年々減少傾向にある中、H31年度特認校制度利用児童生徒数は小・中学校合わせて79人であり、H30年度の94人と比較して減少したが、制度はかなり定着している。</p> <p>年度途中で相談のあった児童生徒については、同制度を利用して転校した後、継続して通学できるようになり、不登校の解消につながった。</p>
	R元 ①9校 ②1校		
令和2年度の改革改善の内容 (取り組むべき課題)		<p>子どもたちを取り巻く環境の変化もあり、いじめや不登校などが背景にある年度途中での特認校への転校の相談が増えている。現在、原則として1年以上通年通学できることが条件となっているため、今年度、年度途中での転校を許可する方向で、「霧島市小規模校入学特別許可制度実施要綱」の見直しを検討する。</p>	
令和3年度の方向性 (具体的な取組)		<p>制度の見直しにより、年度途中での特認校への転校が許可されることで、大規模校に不適応な児童生徒やいじめなどによる不登校の解消が図られ、小規模校（特認校）の児童生徒数の確保につながる。</p>	

令和2年度（令和元年度実施事業評価分）

霧島市教育委員会 事務事業評価表

2次評価	<p>学校においては、全国的にいじめ問題や不登校等の問題も増えている現状が見られる。霧島市においても同様に、いじめの問題も見られ、教育支援センターへの相談もある。学校は、いじめの問題に対し、未然防止を基本としつつ、「1件でも多くいじめを発見し、解決すること」に取り組んでいる。</p> <p>しかし、解決したあとも学校に行きにくい状況や相手と関わりたくないという児童生徒などもいるため、年度途中においても、特認校への転校を許可する方向で今年度、要綱の見直しに取り組む。</p>
外部評価	<ul style="list-style-type: none">・特認校制度は、いじめや不登校で悩んでいる子ども達の受け入れ先として重要な役割を果たしている。したがって、年度途中においても特認校への転校を認めるように要綱改正することは非常に評価できる。・地域住民との交流や自然との触れ合いの中で、豊かな人間性を育成する特認校の教育の特色を大切にして、単にいじめや不登校の子ども達の受け入れ先にならないようにすべきである。・特認校の教育環境や学校の運営方針をもっと広く周知して、入学前の保護者の選択肢が広がれば、さらに良い制度になる。・（特認校への）通学に掛かる保護者負担の軽減策の拡充も必要である。

令和2年度（令和元年度実施事業評価分）

霧島市教育委員会 事務事業評価表

事務事業名		事務事業の概要	
学校給食センター運営事業		<p>学校給食法第1条に基づき、国分(単独調理場を除く)・隼人・溝辺・横川・牧園・霧島・福山の7学校給食センターにおいて、市内の小・中学校、幼稚園での給食を実施し、次の基本方針等による学校給食の充実に努める。</p> <p>①【安全安心な学校給食の運営】学校給食衛生管理基準に基づき、安全安心な学校給食に努める。また、施設面でも、衛生基準に適合させるため、給食施設の計画的な整備を行っていくとともに、給食内容の充実と業務の効率化を図る。</p> <p>②【食に関する指導の充実】学校給食を生きた教材として活用し、様々な体験活動を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができるようとする。また、栄養教諭の派遣等を通して、「食に関する指導」の充実を図る。</p> <p>③【地産地消の推進】霧島市の豊かな食材を学校給食に活かしながら、安全で安心な季節感のある、おいしい学校給食を提供する。また、関係機関と連携しながら地場産食材の活用を推進することにより、心身ともに健全な子ども達の育成を図る。</p>	
成果指標名と実績値		令和元年度の実績（取組）及び成果	
指標	①朝食を食べない子どもの割合（小5、中2） ②一人当たりの残食の量（年間）	実績（取組）	<ul style="list-style-type: none"> センター所長会の実施（年4回実施） 施設や設備の老朽化による故障・修繕に対し適宜対応した。 主な修繕及び備品等の購入の実績 (修繕) 隼人学校給食センター；エアーシャワー自動扉修理他 126件、約8,608千円 (備品購入費) 溝辺学校給食センター；配送コンテナ更新他 32件 約4,977千円 市内に配置されている栄養教諭を中心に「食に関する指導」を年間213回実施した。 隼人学校給食センターにおいて、今後、安定した給食提供ができるよう5年間の備品更新計画を作成した。
実績値	H30 ①1.57% ②5.30kg	成果	<ul style="list-style-type: none"> センター所長会を年間4回実施し情報を共有することで、業務の連携を図ることができた。 老朽化による故障・修繕や備品等の買替えなど適宜対応した結果、安全安心な給食施設の機能を向上させることができた。 「食に関する指導」を通じて、児童生徒に対し朝食摂取やバランスの取れた食事の重要性等についての理解を深めさせるとともに、家族と団らんをしながら食事をする「共食」を推奨する等、健康な心身を育み、将来に向けて良好な食習慣の形成を図ることができた。 隼人学校給食センターにおいては、備品更新計画に基づき、令和2年度に食器洗浄機並びに棚回転式食器消毒保管機を更新する。
令和2年度の改革改善の内容（取り組むべき課題）		学校給食施設について、少子化による児童生徒数の減少などを考慮し、学校給食運営審議会の答申をもとに、給食施設の適正な配置の見直しと、老朽化した給食施設の整備を進める。また、併せて、厨房機器の老朽化対策が喫緊の課題であり、故障も多いことから、隼人学校給食センター以外の厨房機器等の備品更新計画を作成する。	

令和2年度（令和元年度実施事業評価分）

霧島市教育委員会 事務事業評価表

令和3年度の方向性 (具体的な取組)	引き続き、将来の配置や運営計画の検討を行い、事業費の積算を行う。なお、厨房機器等の備品更新計画未策定のセンターにおいては、更新計画を作成する。また、より安全な給食を提供できるよう、調理及び配達業務について民間業者への委託も併せて検討する。 児童生徒が正しい食習慣を身につけ偏食をなくすよう、栄養教諭を活用して食に関する指導等を行っていく。
2次評価	引き続き、老朽化している厨房機器等の備品更新を計画的に進めるとともに、近年の猛暑による熱中症予防対策を行い、衛生管理等調理場環境の充実を図る。 また、学校給食運営審議会の答申に基づき、給食施設の配置の見直しを行うため、施設整備計画を策定し、安全安心で効率的な学校給食の運営を目指す。
外部評価	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食に支障をきたさないように、老朽化した給食施設の更新計画に基づく整備や厨房機器の充実等が必要である。 ・給食を通して、バランスの取れた食事の摂取に关心を持つように「給食だより」を積極的に発行していることは評価できる。 ・調理施設の環境整備などを行い、調理員の負担軽減に取り組むことも必要である。 ・給食費の徴収率が改善してきていることは評価できる。 ・一人当たりの残食量が少し多いのではないか。

令和2年度（令和元年度実施事業評価分）

霧島市教育委員会 事務事業評価表

事務事業名		事務事業の概要	
家庭教育総合支援事業		<p>1. 家庭教育学級の開設 各学校ごとに家庭教育学級を開設し、各学級で年間8回～10回程度の講座を開き、子どものしつけや親としての子どもとの関わり方など、家庭教育の重要性を学習したり、体験活動的な要素を取り入れながら、親同士の交流や情報交換の場として運営している。</p> <p>2. 家庭教育講演会の開催 小学校の入学説明会や、中学校の思春期学習会等の機会を利用し、家庭教育に関する講演会等を開催し、親としての心構えや、食育、しつけ等の大切さを学んでもらうなど、家庭教育に対する支援を行う。市内全ての市立小中学校を対象とし、開催希望の学校に講師を紹介し報償費を支出する。（平成24年度から「家庭教育学級運営事業」と「家庭教育支援事業」を統合し、本事業とした。）</p>	
成果指標名と実績値		令和元年度の実績（取組）及び成果	
指標	①家庭教育学級生の数 ②保護者のうち家庭教育学級に参加した人の割合 ③講演会等への参加率	実績（取組）	<p>1. 家庭教育学級（50学級） 市内幼稚園、小・中学校で学級を開設 講座回数：442講座 参加延人数：10,685人 各家庭教育学級のお互いの情報交換のための「活動事例集」を作成し、学級主事と学級長に配布した。</p> <p>2. 家庭教育講演会 開催回数：7回 参加者数：保護者462人、児童・生徒198人、教職員49人 合計709人</p> <p>3. 家庭教育学級主事・学級長合同研修会、家庭教育学級指導者研修会の開催 開催回数7回（内訳：合同研修会6回、指導者研修会1回） 学級主事、学級長全員を対象にスキルアップのため開催した</p>
実績値	H30 ①3,108人 ②35% ③18%	成果	<p>1. 家庭教育学級の開設によって、親の家庭教育力を高めるため、子ども理解や支援の在り方など、「家庭教育の基本的な能力」を身につけることができた。</p> <p>2. 家庭教育講演会を開催し、子育ての情報について交換しあったり、子育て経験者の話を聞いたりする参加型学習を取り入れることによって、一人で子育てを抱えがちな親の悩みの解決が図られた。</p> <p>3. 家庭教育学級指導者研修会では、「参加型学習・ワークショップの進め方」及び「家庭教育学級の運営の仕方」等について研修し、学級主事、学級長のスキルアップが図られた。</p>
令和2年度の改革改善の内容 (取り組むべき課題)		<p>・県の「みんなで支える家庭教育推進事業」に取り組む。具体的には、家庭教育推進協議会を設置し、家庭、地域社会、学校及び行政が一体となって家庭教育支援のための取組を協議し、地域で「親子の育ちを支える」仕組みづくりと、家庭の教育力の向上を図る。</p>	
令和3年度の方向性 (具体的な取組)		<p>・学級主事や学級長の負担軽減のため、事務的書類（申請書等）の更なる簡素化を図る。 ・「みんなで支える家庭教育推進事業」を推進する。</p>	

令和2年度（令和元年度実施事業評価分）

霧島市教育委員会 事務事業評価表

2次評価	<p>家庭教育学級の運営に当たっては学級主事である先生との連携を図りながら、効率よく効果的に運営されるように、適切に指導助言等を行っていく。</p> <p>また、家庭を取り巻く環境が変わりつつあり、地域社会や家庭の教育力の低下が指摘され、子育てに悩む親が増えていることから、より多くの保護者が参加したいと思うように、学級生自らが学習に取り組む参加型学習（ワークショップ等）を積極的に取り入れ、内容の充実を図る。</p> <p>さらに、子育てや家庭教育への支援の在り方として、地域全体で子ども達を見守り、子育ての不安や心配ごとの相談支援を行う必要がある。</p>
外部評価	<ul style="list-style-type: none">・家庭教育学級はとても良い取組だと思うが、限られた保護者の集りになっているのではないか。・家庭教育講演会等への参加率が低いことから、実施方法や講演内容等の更なる工夫が必要である。・家庭教育学級に地域住民も参加して、地域と学校をつなげる「みんなで支える家庭教育」に発展することを期待する。

令和2年度（令和元年度実施事業評価分）

霧島市教育委員会 事務事業評価表

事務事業名		事務事業の概要	
図書館運営事業		<p>市内に国分・隼人図書館、溝辺・横川・牧園・霧島・福山図書室の2図書館、5図書室が設置されている。公共図書館としての役割を果たすために多様な図書資料の整備に努め、幅広い年齢層の方々のニーズに応じた図書の提供を行う。</p> <p>また、未所蔵本に対する購入希望状況、予約の状況等や図書の出版傾向（ベストセラーの把握、新聞等の書籍の紹介）にも目を向けながら、計画的な購入・相互貸借等の活用で利用者の要望に対応し、図書資料の収集、整理、提供等を行う。さらに、図書館施設の維持管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸出冊数…5冊以内 ・貸出期間…15日以内 ・貸出対象者…市内居住者、市内への通勤・通学者 	
指標	成果指標名と実績値	令和元年度の実績（取組）及び成果	
H30	①貸出者数（移動図書館を除く） ②貸出冊数（移動図書館を除く） ①97,519人 ②332,947冊	実績（取組）	<ul style="list-style-type: none"> ・各図書館（室）において、蔵書構成を考慮しながら図書資料等の収集、整理、提供等を行った。 ・県内外の公共図書館、大学図書館の蔵書情報を提供し、利用者の希望に応えて相互貸借を行った。 ・学校図書館、読書ボランティアグループとの連携を図り、授業に関連する図書資料、おはなし会などで利用する大型絵本等を購入した。 ・図書館をより身近に感じてもらえるように、図書館の行事や新刊等の情報を、図書館だよりや広報誌等を通じて発信した。 ・隼人図書館に自動ドアを設置した。
R元	①98,833人 ②343,946冊	成果	<ul style="list-style-type: none"> ・各図書館（室）が割り当てた図書購入費の中で、蔵書構成を考慮・工夫しながら、新たな図書資料を収集・提供することができた。 ・相互貸借を利用し、霧島市が所蔵していない本を希望者に提供することができた。 ・学校図書館、読書ボランティアグループの要望で購入した図書資料が、それぞれの読書活動に役立ち、活用された。 ・図書館だよりを窓口や学校等に配布し、多くの利用者に活用してもらうことができた。 ・隼人図書館入口の自動ドア化等により、利用者が来館しやすい環境を提供した。
令和2年度の改革改善の内容 (取り組むべき課題)		<ul style="list-style-type: none"> ・リクエスト以外に相互貸借を利用して貸出希望に無償で対応しているが、要望が増加する中、使送便(*1)により無料で利用できる県立図書館以外からの相互貸借については運用方法を検討する。 ・インターネット予約を推進する体制を整えるために運営時間の見直しも視野に入れ、利用者が複数の選択肢から各自のニーズに合った本の借り方・受け取り方・返し方ができる機器やシステムの導入を検討する。 <p>* 1 県の機関と市町村との間で文書等の集配をを行う制度（使送便）を県が独自に運用しており、同制度を利用して無料で県立図書館との相互貸借を実施している。</p>	

令和2年度（令和元年度実施事業評価分）

霧島市教育委員会 事務事業評価表

令和3年度の方向性 (具体的な取組)	・検討に基づき、図書館運営業務の効率化につながる機器等の導入を目指し、インターネット予約を推進する体制を整える。
2次評価	相互貸借については、他自治体の取扱い状況を参考にしながら、運用方法を検討する必要がある。 事務の効率化を図るためにも、新しい生活様式（新型コロナウイルス感染症対策）に合わせ、利用者のニーズに合った「借り方・受け取り方・返し方」の選択が可能となる機器やシステム導入の検討も、これから図書館には必要となる。
外部評価	・IT機器を活用して、様々な「借り方、受け取り方、返し方」ができるシステムの導入などを検討し、利用者ニーズに適切に対応した施設の整備が必要である。 ・読書習慣を身に付けさせるため、乳幼児期のブックスタートや絵本の読み聞かせ、読書ボランティアなどの取組をこれからも大切にしていくべきである。 ・学習室を利用する学生のための辞典や資料の充実のほか、身近な地区自治公民館などにある図書室の周知も必要である。

令和2年度（令和元年度実施事業評価分）

霧島市教育委員会 事務事業評価表

事務事業名		事務事業の概要	
国分中央高校設備整備事業		<p>国分中央高校は、「園芸工学科」「生活文化科」「ビジネス情報科」「スポーツ健康科」の学科がある。これらの特性を生かした確かな学力の定着に努め、魅力ある専門高校づくりを目指す。特に各学科の取組にパソコンを利用した専門科目があり、学科の特性を生かした授業を行っている。平成23年度からは「商業科」と「情報会計科」を統合し、「ビジネス情報科」を開設し、従来の「総合実践」の授業に「パソコンの充実」を加えた。また、平成24年度から課題研究で電子商取引の講義を行っている。5年に一度パソコンを更新することで、生徒が最新の情報処理機器の技能・技術を習得でき、時代のニーズに応える人材育成にもつながる。また、学校の備品を更新することで、教育環境の整備を図る。</p>	
指標	成果指標名と実績値	令和元年度の実績（取組）及び成果	
		実績（取組）	成果
H30	①96%	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネス情報科情報処理実習室41台及び園芸工学科プログラミング実習室41台のパソコンリース更新を行った。また、校務用パソコン80台更新し、リース方式に改めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての学科においてパソコンを活用した情報処理の授業を行ったことにより、ワープロ・情報処理技能などの各種上級資格取得に役立ったほか、学校の公式ブログを積極的に活用し、学習の成果など広く情報発信を行うことができた。また、教職員の校務用パソコンの更新を行うとともに、リース方式に改め、校内LANやインターネットを利用したデータ収集、授業用指導資料の作成、考查問題の作成など多岐にわたる業務を行うことができた。
R元	①86%		
令和2年度の改革改善の内容（取り組むべき課題）		<p>園芸工学科、生活文化科、ビジネス情報科及びスポーツ健康科の4学科全てにおいて、パソコンを使った授業の充実を図り、情報の収集及び分析力を身に付けるとともに、技術の習得と知識の表現力向上を目指す。</p>	
令和3年度の方向性（具体的な取組）		<p>パソコンリース更新を年次的に行うことで、今後も引き続き、生徒が授業を通して最新の情報処理機器の技能・技術を習得できる教育環境を整えていく。</p>	
2次評価		<p>国分中央高校はビジネス情報科だけでなく、各学科においてもパソコンを活用した情報処理の授業を行い、各種上級資格取得に向けた取組を推進している。また、5年ごとにパソコンの更新を実施し、時代に即応した最新のハード・ソフトの導入を図っている。さらに、31年度は、教職員の校務用パソコンの更新を行うとともに、リース方式に改め、校内LANやインターネットを利用したデータ収集、授業用指導資料及び考查問題の作成など、多岐にわたる業務を行うことができた。</p> <p>今後も計画的なパソコンの更新や、最新機器の導入等により学習環境の充実を図っていくとともに、情報処理室等の効率的な運用を検討する必要がある。</p>	

令和2年度（令和元年度実施事業評価分）

霧島市教育委員会 事務事業評価表

外部評価	<ul style="list-style-type: none">・ I C T 技術は日々進化しているため、5年ごとに最新のハード・ソフトの導入を図り、情報処理教育環境を充実・整備していることが大切である。・ 最新の I C T 機器やソフトの導入により、これから的情報化社会に対応した I C T 教育を推進すべきである。・ 生徒が習得した知識や技術を、市民等に伝える機会があればいいのではないか。
------	--

**令和元年度霧島市教育委員会における
教育長及び教育委員活動自己点検評価結果報告書**

評価項目	評価の観点	自己評価結果	評価点	外部評価委員の意見
教育長及び教育委員の活動	開催回数等	毎月開催する定例会に加え、教職員の人事異動案の内申などに関しては、適切な時期に臨時会で審議した。定例会と臨時会を合わせて14回開催した。	4	毎月の定例会に加え、必要に応じて臨時会も開催されており、評価は適切である。
	議案の審議状況	教育委員会規則等の制定や一部改正など、定例会と臨時会で年間28件の議案について、意思決定を行った。 また、今後の10年後を見据えた本市教育の目指す姿を示した第二次霧島市教育振興基本計画の策定にも委員の意見を反映した。	4	年間28件の議案に関して十分に審議し、意思決定している。また、10年後を見据えた本市教育の目指す姿を示した第二次霧島市教育振興基本計画については、討論を含めて6回にわたり審議されている。評価は適切である。
	事務局との連携	定例会の会議案は、毎月事前配付された。また、委員からの動議の討論用として、「中学生の挑戦霧島しごと維新」などについて、必要に応じ事務局へ事前に資料要求をした。	4	会議資料は毎回事前配布され、会議の効率的な運営が行われている。また、委員からの動議も事前通告され、事務局との連携も取れている。評価は適切である。
	運営上の工夫	傍聴者募集は、市ホームページを活用して広報に努めた。会議終了後は、会議要旨を市ホームページに掲載している。傍聴者数は、延べ5人であった。 委員研究会等の実施には至らなかつたが、関心のあるテーマを動議として定例会に提出し、事務局と活発に議論した。	3	傍聴者数が少ないと考えられるため、会議内容の事前告知や、ホームページに加えて市報にも開催案内を掲載するなどの工夫が求められる。
	市長部局との連携	市長部局主催行事や会議に積極的に参加し、市長や副市長をはじめとする出席者と情報交換や情報共有を図り、連携に努めた。	4	市長部局との連携が取れており、市民サービスの向上に結びついている。評価は適切である。
	総合教育会議の開催	児童生徒のスポーツ活動や文化活動に対する支援について、前年度に引き続き市長と協議した。 また、2回にわたり第二次霧島市教育振興基本計画の内容について議論し、同計画をもって市の教育振興に関する施策の大綱に代えることを決定した。	4	総合教育会議が3回開催され、児童生徒の部活動等に対する支援策の検討や第二次霧島市教育振興基本計画についての協議が行われている。評価は適切である。
(2) 教育長及び教育委員の研修	研修回数等	県、協議会等が主催する研修会に積極的に参加した。研修資料には事前に目を通して、それぞれが課題を持って研修会に参加した。	4	研修会などに積極的に参加しており、評価は適切である。
	研修の成果	各種研修会等で学んだこと、新たに得た知識などを、施策の方向性や懸案事項の検討に生かすことができた。	4	研修会で得た知識や先進的取組を、新たな施策の検討や懸案事項の解決などにより一層生かされることを期待する。

**令和元年度霧島市教育委員会における
教育長及び教育委員活動自己点検評価結果報告書**

評価項目	評価の観点	自己評価結果	評価点	外部評価委員の意見
教育長及び教育委員の活動	教育委員会主催行事への参加	教育委員会や各学校等が主催する行事や会議へ積極的に参加し、関係者との連携を図ることができた。	4	参加するだけではなく、関係者との連携を図っているため、評価は適切である。
	教育委員会以外の行事への参加	事前に案内のあった各種団体主催行事や地域行事に積極的に参加し、市民との意見交換等に努めた。	4	参加するだけではなく、市民との意見交換等に努めているため、評価は適切である。
	行事参加の成果	各種行事に参加した際、市民や関係者からの意見について、定例会での報告などに努めているが、施策への十分な反映は難しい部分もあつた。	3	意見交換等が、有効な施策の立案や実施に繋がることを期待する。
	移動教育委員会の実施回数と参加人数等	例年1回の開催だった市民との意見交換会を2回開催した。参加したP T A絡協議会会員や各種団体の代表者と、活発な意見交換を行うことができた。	4	開催回数を2回に増やして、積極的に意見交換会を開催している。評価は適切である。
	移動教育委員会の趣旨の達成度	P T A活動や地域学校協働活動の現状や課題に関して、当事者の貴重な意見を聞くことができた。今後の関連事業の進め方について、大変参考となった。	4	意見交換会で出た問題点や課題について、教育委員会でも議論され、解決のための支援に繋がることを期待する。評価は適切である。
	(1) 教育行政の基本方針を定めること	新年度の施策体系表及び施策の概要に関して、定例会で3回にわたり協議した。また、新規事業及び新システムの導入についても討論し、意見を反映させた。	4	新年度の施策等に関して十分な協議が行われており、評価は適切である。
教育委員会の直接事務	(2) 教育委員会規則及び規程を制定し、又は改廃すること	規則等の制定や一部改正など、慎重に審議し、教育全般について、十分な議論を行った。	4	規則等の改正などについて、十分に議論されている。評価は適切である。
	(3) 教育予算及び議会の議決を経るべき議案の原案を決定すること	新年度予算や補正予算に関する市長からの諮問について、十分な検討を行い適切に答申した。	4	必要な施策に関しては積極的な予算措置を期待する。
	(4) 教育委員会の所管に属する各種委員会等の委員の任命又は委嘱に関すること	任期を迎えた5つの附属機関について、人選の偏りや女性の積極的登用などの観点から審議し、新たな委員を適切に任命した。	4	人選の偏りや女性の積極的登用などについて、十分に審議した上で任命されており、評価は適切である。
	(5) 県費負担教職員の人事異動の内申に関すること	小中学校、国分中央高等学校における児童生徒の指導上の観点から、適切な内申を行った。	4	児童生徒の指導上の観点からの内申が行われている。評価は適切である。
	(6) 児童生徒・教職員、市民及び団体の表彰に関すること	スポーツや課題研究等において、優秀な成績を修めた児童生徒を県や市の表彰候補者として、積極的な推薦を行った。	4	優秀な成績を修めた児童生徒を積極的に推薦しており、評価は適切である。
	(7) 県費負担教職員等の懲戒に関すること	不祥事防止について、教職員の意識啓発に徹底して努めた。	4	教職員に対して、不祥事防止の意識啓発に徹底して努めており、評価は適切である。

令和元年度 霧島市教育長及び教育委員活動状況調査表

1. 教育長及び教育委員の状況

平成31年4月1日現在における、

- ①教育長
- ②教育委員定数
- ③②のうち、保護者である委員の数（再掲）

1	人
4	人
0	人

2. 教育委員会会議の状況

- ①令和元年度定例会開催回数
うち、会議を公開した回数
- ②令和元年度臨時会開催回数
- ③定例会における議案可決件数（予算、施策にかかるもの）

12	回
12	回
2	回
7	件

予算、施策への反映状況

- ・平成31年度霧島市教育行政の施策体系表について
- ・霧島市メディアセンター整備方針について
- ・霧島市部活動のあり方に関する方針について
- ・第二次霧島市教育振興基本計画について
- ・霧島市業務改善プランについて
- ・霧島市学校給食施設の見直しについて
- ・令和2年度霧島市教育行政の施策の概要について

- ④定例会における議案可決件数（③以外のもの）
- ⑤臨時会における議案可決件数
- ⑥定例会における傍聴者数（延べ）

17	件
4	件
5	人

- ⑦会議録の作成方法
- ⑧会議録の公開方法
- ⑨定例会における主な審議内容（会議要旨）

要点筆記、録音して取りまとめ
会議要旨のみホームページにて公開

月	審議内容
4月	<p>臨時に代理した霧島市営教職員住宅使用条例施行規則の一部改正のほか、平成31年4月1日付人事異動（課長級）について、報告を受けました。</p> <p>議案については、霧島市教育振興基本計画策定委員会設置規程の制定、霧島市社会教育委員の委嘱、霧島市補導員の委嘱、平成31年度霧島市教育行政の施策体系表について審議し、それぞれ可決しました。</p> <p>その他、向こう1ヶ月間の行事予定について報告を受けました。</p>
5月	<p>議案（第12号、第13号、第14号）について審議し、それぞれ可決しました。</p> <p>その他、委員からの動議として、中学生の挑戦「霧島しごと維新」について動議があり、企業見学会や君の夢を叶える高校・企業フェア、KIRISHIMA GLOBAL ACTIVITYなどの各事業の取組について討論を行いました。</p>
6月	<p>報告、議案はありませんでした。</p> <p>その他、6月定例市議会で行われた教育委員会関係の一般質問について、説明を受け、質疑を行い、向こう1ヶ月間の行事予定について報告を受けました。</p>
7月	<p>臨時に代理した、霧島市立幼稚園保育料徴収条例の廃止について、霧島市学校給食運営審議会委員の任命（委嘱）について、報告を受けました。</p> <p>議案では、令和2年度から使用する小学校教科用図書（全教科）の採択について、令和2年度に使用する中学校教科用図書（道徳を除く全教科）の採択について、令和2年度霧島市立国分中央高等学校使用教科書の採択について、それぞれ説明を受け、全て可決しました。</p> <p>また、平成30年度教育委員会各種事務事業の評価について、霧島市教育振興基本計画骨子（案）について、それぞれ討論を行いました。</p> <p>その他、8月18日開催の霧島市青少年議会の提言内容等について、報告を受けました。</p>

8月	<p>本年4月に実施された全国学力・学習状況調査結果（速報）について報告があり、委員からの質疑等の後、今後、結果の詳細な分析を行い、定例会で報告を行うことの説明がありました。</p> <p>議案では、令和2年度霧島市立国分中央高等学校生徒募集定員について、本年度と同数とすることで可決、霧島市指定文化財の解除について、牧園町中津川地区の火流しを後継者不足により行事を継続することが困難なため市指定文化財の解除をすることで可決しました。</p> <p>また、平成30年度教育委員活動状況評価について、教育委員の自己評価等について、討論を行いました。</p> <p>その他、地域学校協働活動の取組について、社会教育コーディネーター等を通じて各学校等に働きかけている状況等について説明がありました。</p>
9月	<p>臨時に代理した9月議会に提案の第5号補正予算の報告のほか、本年4月に実施された全国学力・学習状況調査の分析結果について、報告を受けました。</p> <p>議案では、教育委員会が所管する規則において、性的少数者に配慮し、必要のない性別記載欄を様式から廃止するとともに、霧島市立国分中央高等学校精華アリーナ使用条例施行規則の様式を修正することを可決しました。また、霧島市立学校給食センターの学校給食事業会計運営規程について、幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、実費負担となる給食費のうち、低所得世帯及び第3子以降の園児の副食費については免除となることから同規程の一部を改正することを可決しました。</p> <p>討論では、霧島市教育振興基本計画（案）について、現在の状況の計画案の説明を受けた上で、討論を行いました。</p> <p>その他、9月議会の一般質問において、質問者19人のうち、教育部関係の7人について、質問内容及び答弁内容の報告を受けました。</p>
10月	<p>報告、議案はありませんでした。</p> <p>また、霧島市教育振興基本計画(案)について、現在の状況の計画案の説明を受けた上で、討論を行いました。</p>
11月	<p>報告、議案はありませんでした。</p> <p>また、前月に引き続き、霧島市教育振興基本計画(案)について、現在の状況の計画案の説明を受けた上で、討論を行いました。</p> <p>その他、学力向上策の一つとして実施している授業連動型家庭学習について、内容の説明を受けました。</p>
12月	<p>臨時に代理した、使用料の改定を行う霧島市立学校施設使用条例の一部改正について他8件、指定管理者の指定について2件、霧島市奨学資金条例の一部改正について、霧島市高等学校等通学資金等の貸与に関する条例の制定、12月議会に提案の第7号補正予算の報告のほかそれぞれ報告を受けました。</p> <p>議案では、霧島市メディアセンター整備方針（改定案）について、説明を受け、可決しました。</p> <p>また、霧島市教育振興基本計画（案）について、討論を行いました。</p> <p>その他、12月議会の一般質問において、質問者18人のうち、教育部関係の9人について、質問内容及び答弁内容の報告を受けました。</p>
1月	<p>臨時に代理した、霧島市奨学資金貸与に関する規則の一部改正の臨時代理について、報告を受けました。</p> <p>議案では、霧島市部活動の在り方に関する方針（案）について、説明を受け、可決しました。</p> <p>また、令和2年度霧島市教育行政の施策体系表（案）について、討論を行いました。</p> <p>その他、今年度中に実施した学校訪問の総括について、報告を受けました。</p>
2月	<p>臨時に代理した、霧島市県立福山高等学校補助金交付要綱の廃止について及び霧島市学校給食費公会計化移行準備委員会設置規程の制定について、報告を受けました。</p> <p>議案では、令和2年度以降の教育施策について定めた第二次霧島市教育振興基本計画（案）について、教職員の働き方改革に伴いその指針として定める霧島市業務改善プラン（案）について及び各給食施設のあり方について定める霧島市立学校給食施設の見直し（案）について、それぞれ可決しました。</p> <p>また、令和2年度霧島市教育行政の施策の概要について討論を行いました。</p> <p>その他、霧島市部活動の在り方に関する方針について、説明を受けました。</p>

3月	<p>臨時に代理した、3月議会に提案の第8号補正予算及び令和2年度当初予算の報告のほか、本年度実施された鹿児島県学習定着度調査について、報告を受けました。</p> <p>議案では、幼稚園の副食費免除対象者のうち第3子以降の取扱いについて霧島市立学校給食センターの学校給食事業会計運営規程の改正、新年度からの対象者に合わせて運行するため霧島市スクールバス運行管理規程の改正、会計制度任用職員制度の開始に伴い霧島市教育委員会学校教育指導監設置要綱の改正、任期満了に伴う霧島市補導員の委嘱について、令和2年度霧島市教育行政の施策の概要について、それぞれ可決しました。</p> <p>その他、3月議会の一般質問において、質問者18人のうち、教育部関係の8人について、質問内容及び答弁内容の報告を受けました。</p>
----	---

⑩会議運営上の工夫、改善状況

会議資料は内容（議案等）を事前に確認できるように、事前配布（郵送）している。
 また、会議における委員からの動議（課題・疑問等の提案）について、事前に事務局に通告を行うなど、限られた時間での討論の充実に努めた。
 会議開催については、ホームページに掲載して周知している。

⑪令和元年度総合教育会議の開催回数

3回

⑫会議録の作成方法

要点筆記、録音して取りまとめ

⑬会議録の公開方法

会議要旨のみホームページにて公開

⑭総合教育会議における主な審議内容（会議要旨）

月	審議内容
1回 (6月)	本市における部活動、スポーツ少年団、個人競技で活躍している団体あるいは個人に対する支援状況について「児童生徒のスポーツ活動や文化系活動に対する支援について」と題し、平成30年度第1回総合教育会議に引き続き、本市の支援（補助金）の在り方に関する議論を行いました。 具体的には、昨年度の議論を踏まえた制度の見直し状況についての情報共有を行い、更なる支援を図るための議論を行いました。
2回 (11月)	現行の「霧島市教育振興基本計画後期計画（霧島市教育振興に関する施策の大綱）」の計画期間が今年度で終了することから、令和2年度からの「第二次霧島市教育振興基本計画（案）」の基本目標や重点施策の内容とその方向性について説明を受けた上で協議・調整を行いました。
3回 (12月)	令和元年度第2回総合教育会議において行った「第二次霧島市教育振興基本計画（案）」に係る協議・調整の結果を確認し、本計画をもって本市の教育振興に関する施策の大綱に代えることを本会議において決定しました。

3. 教育長及び教育委員の研修の状況

①令和元年度の研修回数

		国主催	都道府県主催		その他（例：全国または各地域の市町村教育委員会連合会等主催の研修会等）
			県内全市町村対象	県内一部市町村	
教育長	参加回数	2	2	9	4
教育委員	参加人数	0	3	0	12
	延べ回数	0	1	0	4

②研修視察の状況及び施策への反映状況

国主催：全国都市教育長協議会（5/22～5/25 富山県）

九州都市教育長会（10/10～10/11 宮崎県）

県主催：県教育行政説明会（4/15 県庁）

市町村教育委員会委員研修会（7/31 県庁）他

その他：姶良伊佐地区教連総会・研修会（5/10 振興局）

県教連定期総会・講演会（5/17 鹿児島市）

姶良伊佐地区教連研修（11/1 鹿屋市、大崎町）

九州地区市町村教育委員会研修大会（8/1～8/2 大分県）他

昨今の教育行政の抱える問題解決策等について、専門的な見地からの指導や他市町の教育委員との意見交換・情報共有が図られたことで、既存事業の見直しや新規事業立案のヒントになっている。

4. 教育長及び教育委員の活動の状況

- ①教育委員会所管施設の訪問回数
- うち、学校訪問の回数
- ②教育委員会主催行事への参加回数（①を除く）
- ③教育委員会以外の市主催行事への参加回数
- ④各種公共的団体等主催行事への参加回数
- ⑤地域行事への参加回数

延べ	43	回
延べ	34	回
延べ	181	回
延べ	115	回
延べ	70	回
延べ	24	回

- ⑥①～⑤参加時の市民との意見交換の状況（雑感）

- ・国分中央高等学校の行事に参加した際に、部活動等における生徒の活躍が頗もしくもあり、また、嬉しくもあるとの声を多く聞き、生徒の活躍が市民の方の励みになっていると感じた。
- ・小中学校音楽の集いを鑑賞された市民の方から、子ども達の合唱を毎年楽しみにしている。このように立派なホールで練習の成果を披露できたことは、子ども達の一生の思い出になると高く評価される声を聞いた。
- ・きりしまっ子チャレンジ体験発表会に参加された保護者の方から、活動の成果を大勢の方の前で発表できる機会を設けていただいてありがたい。これからも続けて欲しいとの声を聞いた。

5. 教育長及び教育委員と市民の意見交換の状況

- ①実施回数
- ②延べ参加者数
- ③開催場所
- ④開催日時

延べ	2	回
延べ	23	人
	国分ピックセンター別館 3階会議室	
第1回	令和元年10月17日(木)15:30～	
第2回	令和2年2月10日(月)15:00～	

- ⑤主な意見等

【PTA連絡協議会との意見交換会】（第1回）

- ・仕事の都合などでPTA活動に参加できない保護者もいる。そのため、PTA活動に参加しやすい仕組みづくりや参加できないときのサポート体制が必要である。
- ・PTA活動を通して親同士が顔見知りになり、あいさつや声掛けをするようになって、それが子ども達の見守りにつながっていると感じる。
- ・PTAや子ども会の役員のなり手がない。子ども会の中には、活動を休止、廃止しているところもある。
- ・PTAは強制加入ではないという考え方方が徐々に広まってきている。今後、PTAに加入しない保護者も出てくると危惧している。

【各種団体代表者との意見交換会】（第2回）

- ・地域学校協働活動への協力を依頼しても、特に若い人からは中々協力が得られない。参加したいという気が起こるような取組が必要である。
- ・授業を見に行って、学校や子ども達との関係を深めたいと思っているが、授業の邪魔になるのではないかという遠慮などもあって実現できていない。
- ・地域学校協働活動に積極的に参加したいという思いと学校への遠慮が交錯している。学校も積極的に地域との関わりを持ち、地域と一体となった活動に取り組んで欲しい。

*各種団体：民生児童委員協議会連合会、児童クラブ代表連絡会、PTA連絡協議会、子ども会育成連絡協議会、老人クラブ連合会、社会教育委員会議

令和元年度霧島市教育委員会の自己点検・評価シート

評価項目		評価の観点	評価の着眼点	評価点
1 教育委員会の活動	(1) 教育委員会の会議の運営・改善	ア 開催回数等	定例会・臨時会の適切な開催	① 4
		イ 議案の審議状況	審議件数の妥当性 委員の意見の反映度	② 4
		ウ 事務局との連携	委員への委員会事前の資料配布 事務局への事前の資料要求等	③ 4
		エ 運営上の工夫	委員研究会等の事前勉強会等の実施 会議の公開と傍聴者の状況 会議録の公開、広報・広聴活動の状況	④ 3
		オ 市長部局との連携	市長・副市長等との情報交換 各部主催事業との連携・協力	⑤ 4
		カ 総合教育会議の開催	会議の開催状況 市長との情報共有	⑥ 4
	(2) 教育長及び教育委員の研修	ア 研修回数等	国・県・地区・市のバランスのとれた研修計画 研修内容の工夫・充実 当面する課題に対する委員研究会の実施	⑦ 4
		イ 研修の成果	研修の成果の施策への反映状況 懸案事項等の課題の解決状況	⑧ 4
	(3) 教育長及び教育委員の活動状況	ア 教育委員会主催行事への参加	学校の主催行事への参加状況 教委単独主催行事への参加状況	⑨ 4
		イ ア以外の行事への参加	各種団体主催行事への参加状況 地域行事への参加状況	⑩ 4
		ウ 行事参加の成果	行事参加による市民の意見や改善点の反映 独自の感想や判断による意見等の反映 次期施策等への提案	⑪ 3
	(4) 市民との意見交換	ア 移動教育委員会の実施回数と参加人数等	適切な時期・開催場所の妥当性 参加人数と意見の活発度	⑫ 4
		イ 移動教育委員会の趣旨の達成度	教育委員会の意義の理解度 意見への施策反映状況	⑬ 4
2 教育委員会の直接事務	(1) 教育行政の基本方針を定めること		新年度の施策体系への意見の反映状況 新規事業等への意見の反映状況	⑭ 4
	(2) 教育委員会規則及び規程を制定し、又は改廃すること		規則等制定への適切な意見と提案の反映状況 市民への影響のチェック機能状況	⑮ 4
	(3) 教育予算及び議会の議決を経るべき議案の原案を決定すること		新年度予算編成への意見の反映状況 補正予算・決算等への意見の反映状況	⑯ 4
	(4) 教育委員会の所管に属する各種委員会等の委員の任命又は委嘱に関すること		委員の任命・委嘱における意見の反映状況	⑰ 4
	(5) 県費負担教職員の人事異動の内申に關すること		学力向上等に対応した指導法改善対策 生徒指導の充実対策 特別支援学級設置の充実	⑱ 4
	(6) 児童生徒・教職員、市民及び団体の表彰に關すること		優秀な成績を収めた児童生徒・教員及び学校や団体等の推薦・表彰	⑲ 4
	(7) 県費負担教職員等の懲戒に關すること		不祥事防止のための施策提案	⑳ 4
3 総合評価	特記事項等	<ul style="list-style-type: none"> 今後の10年後を見据えた本市教育の目指す姿と、その実現に向けて令和2年度からの5年間で取り組む具体的な施策を示した第二次霧島市教育振興基本計画を策定した。 これまで年1回の開催だった市民との意見交換会を2回開催し、PTA活動や地域学校協働活動に取り組む当事者の声を聞く貴重な機会となった。 熱中症対策として進めていた市立小中学校及び幼稚園へのエアコン設置が完了した。トイレ洋式化の進捗と併せて、教育環境の大幅な改善が図られた。 		①～⑳の平均 A (3.9) A × 2.5 (9.8)

(注1) 評価点の付け方： ①～⑳は四段階評価とし、

4 = (8割以上達成)、 3 = (6～7割台達成)、

2 = (3～5割台達成)、 1 = (0～2割台達成)で評価する。

(注2) 総合評価点は①～⑳の平均(小数第2位四捨五入)を2.5倍し10点満点(小数第2位四捨五入)とする。